

○岩手県警察第二機動隊及び第三機動隊運営要綱の制定について

(平成 12 年 1 月 17 日岩備発第 23 号岩手県警察本部長)

[沿革] 平成 28 年 3 月岩備 59 号、30 年 3 月岩備第 46 号改正

(概要)

岩手県警察機動隊を補充する部隊として、岩手県警察第二機動隊及び第三機動隊を置くことを定めたものである。